

委託契約申込書 記入要項

流通証明発行先	委託給油所で販売する揮発油に係る揮発油生産業者（元売会社）、揮発油輸入業者、揮発油加工業者、又は確認供給者をご記入下さい。	
委託区分 支払方法	分析開始予定日、品質維持計画予定期間（品質維持計画認定申請をするとき）をご記入下さい。1年分析を委託される場合は支払方法を選択して下さい。	
振替用口座名	1年分析で口座振替による支払を選択された場合、ご記入下さい。また、同封の口座振替依頼書に必要な事項ご記入の上、本申込書と一緒に提出して下さい。	
品質維持計画申請方法が「2申請後1ヶ月の……」のとき	既に品質維持計画の認定を受けている給油所（認定給油所）を運営されていて、今回申請する給油所の流通経路が認定給油所と同一であるとき、申請時に申請前1ヶ月間の分析結果の添付が不要となります。 この方法により申請された場合、品質維持計画の開始日から10日以内に経済産業省又は経済産業局へ申請から品質維持計画の開始日前までの分析結果を提出しなくてはなりません。特にお申し出がない場合、本会が代行して提出いたします。	
委託料のお支払い	委託料の請求書は、「1. 委託者」にご記入された先にご送付いたしますが、請求先が「委託者」と異なる場合、また変更される場合ご記入下さい。	
お問い合わせ先		担当地区
本申込書は給油所の所在地区を担当する試験センターまでご送付下さい。		
札幌試験センター	〒007-0839 北海道札幌市東区北39条東21-2-35 ☎ 0120-011-628 又は 011-787-1741	北海道
仙台試験センター	〒982-0003 宮城県仙台市太白区郡山4-8-50 ☎ 0120-022-184 又は 022-308-6121	青森、岩手、宮城、福島、秋田、山形
高崎試験センター	〒370-0007 群馬県高崎市問屋町西2-8-5 ☎ 0120-027-315 又は 027-364-8671	新潟、長野、群馬、栃木、茨城、埼玉、山梨
千葉試験センター	〒262-0032 千葉県千葉市花見川区幕張町5-393-3 ☎ 0120-043-126 又は 043-274-3911	千葉、東京、神奈川、静岡
名古屋試験センター	〒463-0068 愛知県名古屋市守山区瀬古1-535 ☎ 0120-052-164 又は 052-795-5161	愛知、三重、岐阜、富山、石川
大阪試験センター	〒570-0041 大阪府守口市東郷通2-8-28 ☎ 0120-06-0317 又は 06-6994-9571	福井、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫
広島試験センター	〒731-0113 広島県広島市安佐南区西原9-6-16 ☎ 0120-082-125 又は 082-875-8631	岡山、広島、鳥取、島根、山口
高松試験センター	〒760-0080 香川県高松市木太町2700-1 ☎ 0120-087-821 又は 087-833-6961	徳島、高知、愛媛、香川
福岡試験センター	〒812-0053 福岡県福岡市東区箱崎4-14-11 ☎ 0120-092-136 又は 092-632-4411	福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄
分析事業部	〒100-0014 東京都千代田区永田町2-17-14 ☎ 0120-03-1562 又は 03-5251-0581	